

## 鹿児島県サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、同制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この要領は、鹿児島市の区域を除く鹿児島県内の区域におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度に適用する。

### (登録の申請)

第3条 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者又は更新の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年8月12日厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第4条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書により、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付し、1部提出しなければならない。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設のそれぞれの敷地内における位置を表示した図面
- (3) 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- (4) サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類
- (5) 入居契約に係る約款
- (6) サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類
- (7) 法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

### (登録)

第4条 知事は、第3条の申請書の提出を受けたときは、次条に規定する場合を除き、法第7条第2項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅登録簿（様式第1号）（以下「登録簿」という。）への登録を行うものとする。

2 知事は、前項により登録簿への登録を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録通知書（様式第2号）により登録申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項により登録を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を行った旨の通知書（様式第3号）により、当該サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を行った旨、当該サービス付き高齢者向け住宅の存する市町村の長（以下「市町村長」という。）に通知するものとする。

4 知事は、法第10条の規定に基づき第1項の登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

### (登録の拒否等)

第5条 知事は、第3条の申請が法第7条第1項に規定する基準に適合しないと認めるときは、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請が基準に適合しない旨の通知書（様式第4号）により、登録申請者に通知することとする。

2 知事は、第3条の申請書の提出を受けた場合において、登録申請者が法第8条第1項各号

のいずれかに該当するとき、又はサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録拒否通知書（様式第5号）により、登録申請者に通知するものとする。

#### （登録事項等の変更）

第6条 登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、法第6条第1項各号に掲げる事項（以下、「登録事項」という。）に変更があったとき、又は第3条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に、共同省令第16条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書により、知事に変更事項を届け出なければならない。

その場合は、第3条第2項各号に掲げる添付書類のうち、その記載事項が変更されたものを添付することとする。

- 2 第3条第2項の提出部数に係る部分の規定は、第1項の届出があった場合に準用する。
- 3 知事は、第1項の届出により登録事項の変更を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅事業の変更登録を行った旨の通知書（様式第6号）により、当該サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項の変更登録を行った旨、市町村長に通知するものとする。

#### （登録事業者の地位の承継）

第7条 法第11条第1項又は第2項の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、サービス付き高齢者向け住宅事業の地位承継届出書（様式第7号）により、知事に届け出なければならない。

その場合は、登録事業者の地位の承継があったことを証する書類を添付することとする。

- 2 前項の地位の承継を行ったことによって、登録事業者の商号、名称又は氏名若しくは住所以外の登録事項に変更が生じた場合、前項の届出書に変更事項等を記載し、知事に届け出なければならない。

その場合は、第3条第2項各号に掲げる添付書類のうち、当該変更内容が確認できるものを添付することとする。

- 3 第6条第2項及び第3項の規定は、第1項の届出があった場合に準用する。

#### （廃業等の届出）

第8条 登録事業者は、法第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、その日の30日前までに、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業届出書（様式第8号）により、知事に届け出なければならない。

- 2 登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、その日から30日以内に、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事業者破産手続開始決定届出書（様式第9号）により、知事に届け出なければならない。

#### （登録の失効）

第9条 登録事業者が、法第5条第2項に定める登録の更新を受けなかった場合、法第12条第3項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、法第5条第1項の登録は、その効力を失う。

#### （登録事項の訂正等の指示）

第10条 知事は、法第25条の規定により必要な指示を行うときは、サービス付き高齢者向け住宅事業是正指示書（様式第10号）により、登録事業者に通知するものとする。

2 登録事業者は、前項の求めに応じ是正又はその他措置を講じたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業是正完了報告書（様式第11号）に具体的な是正の内容を記載して、知事に提出しなければならない。

（身分証明）

第11条 法24条3項に規定する立ち入り検査をする職員の身分を示す証明書は、鹿児島県職員証とする。

（事故報告）

第12条 サービス付き高齢者向け住宅において重大な事故が発生したときは、法第24条第1項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事故報告書（様式第12号）に具体的な内容を記載して、速やかに知事に報告しなければならない。

（登録の取消し）

第13条 知事は、登録事業者が法第26条第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録事業の登録を取り消すものとする。

2 知事は、登録事業者が法第26条第2項各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

3 知事は、前2項の規定により登録を取り消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消し通知書（様式第13号）により、取り消した登録事業者にその旨を通知するものとする。

4 知事は、登録事業者の事務所の所在地又は当該登録事業者（法人である場合は、その役員）の所在を確知できない場合、法施行規則第23条の規定によりその事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該登録事業者から申出がないときは、その登録事業の登録を取り消すものとする。

（登録の抹消）

第14条 登録事業者は、登録住宅の滅失その他の理由により、登録事業の登録を抹消しようとする場合は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（様式第14号）により、知事に登録の抹消を申請するものとする。

2 知事は、前項により登録事業者から登録の抹消の申請があったとき、第9条の規定により登録が失効した場合、若しくは前条第1項、同第2項又は同4項の規定により登録事業の登録を取り消したときは、当該登録事業の登録を抹消するものとする。

3 知事は、第2項により登録を抹消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消を行った旨の通知書（様式第15号）により、市町村長に通知するものとする。

附則

この要領は、平成27年2月16日より施行する。

附則

この要領は、平成29年7月7日より施行する。

附則

この要領は、令和元年12月14日より施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和3年7月27日より施行する。